資　料　提　供
令和８年 11 月 24 日
課　名：税務課
担当者：横山
内　線：2318
電　話：082-513-2329

広島県固定資産評価審議会の開催について

１ 目 的

令和９年度の固定資産評価替え（３年に１回）に当たり、県内の固定資産（土地）の基準地価格を調整し、市町間の評価の均衡適正を確保するため、地方税法第 401 条の２の規定により「広島県固定資産評価審議会」を次のとおり開催します。

２ 日 時

令和８年 11 月 30 日（月）10：00～11：30（予定）

３ 場　所

広島県庁　北館１階　102 会議室　（広島市中区基町 10-52 広島県庁北館 1 階）

４ 議　題

令和９年度固定資産（土地）基準地価格（案）

５ 固定資産の評価替え制度の概要

（１）評価替え年度

固定資産税の課税対象であるすべての土地(県内約 521 万筆)については、３年ごとに評価額の見直しを行う。令和９年度が評価替え年度(基準年度)

（２）価格調査基準日

令和８年１月１日　（基準日以降に地価下落が認められる地域の宅地は、令和 8 年 7 月 1 日時点の価格に修正）

（３）評価方法

状況が類似する地域ごとに標準地を選定。当該標準地と各画地の立地条件・形状等を比較し、各筆の評価額を算出する。 なお、宅地は地価公示価格等の７割を目途に評価。

【県内の地点数等】

区　分	宅　地	田	畑	山　林
基準地	市町ごとに各１地点 (宅地…標準地のうち最高価格地点、 宅地以外…標準地のうち上級に属する地点)			
標準地	約 12,700 地点	約 7,700 地点	約 6,800 地点	約 4,600 地点
筆　数	約 205 万筆	約 54 万筆	約 52 万筆	約 132 万筆

（４）基準地価格の調整

区　　分	諮　問　機　関	開催日
各都道府県の指定市町村の基準地価格	地方財政審議会【固定資産評価分科会】 宅地：広島市、田：安芸高田市 畑：尾道市、山林：廿日市市	令和８年９月 15 日
上記以外の基準地価格	広島県固定資産評価審議会	令和８年 11 月 30 日

６ 会議の公開等

会議は傍聴できます（９時 30 分から受付開始)。
審議結果については、審議会終了後、資料提供します。

広島県固定資産評価審議会委員名簿

区　分	氏　　名	職　　業
委　員	貝原（かいはら）　敦（あつし）	不動産鑑定士 （一財）日本不動産研究所中四国支社次長
〃	梶原（かじわら）　正則（まさのり）	広島国税局課税第一部長
〃	河本（かわもと）　文香（ふみか）	坂町総務部税務住民課長
〃	児玉（こだま）　真美（まみ）	宅地建物取引士
〃	高木（たかぎ）　一浩（かずひろ）	広島法務局民事行政部長
〃	當天（とうてん）　紀和（のりかず）	広島市財政局税務部長
〃	福田（ふくだ）　由美子（ゆみこ）	広島工業大学教授
〃	家頭（やがしら）　昌子（まさこ）	建築士
〃	山田（やまだ）　理恵子（りえこ）	税理士

（注）　委員の順序は、五十音順である。